

第36回桜まつり展示会・販売会出展申込による注意事項

出展申込にあたり、新型コロナウイルス感染症対策としてアクリル板（ビニールなど可）などでテントの窓口にご準備していただくのと「密にならないよう」な販売方法にも各自にて工夫していただく様ご協力ください。

食品を販売される方については、現地での調理や試食の提供は不可とし、また保温器や冷蔵庫など電源の使用には制限があることをご了承ください。

また令和3年6月の食品衛生法の制度改正により食品販売（特にお弁当・野菜・くだもの等）で出展の方は、営業届出が必要な場合があります、調理師の資格が無い場合は、食品衛生責任者養成講習会を受けていただく必要がありますので、各自にて確認と営業届出を保健所に申請してください。